

※月途中より登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。  
 (登録日とは、事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日で、終了日とは、利用者と事業所の利用契約を終了した日の事です)

※指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が週4回に満たない場合には70/100に相当する単位数を算定します。

※登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉士施設入所者生活介護を受けている間は看護小規模多機能型居宅介護費及び短期利用居宅介護費は算定しません。

※別に厚生労働大臣が定める基準に該当し、訪問看護体制減算となる場合には、1月につき要介護1～3の場合は925単位、要介護4の場合は1850単位、要介護5の場合は2914単位を所定単位数から減算します。

※主治の医師から末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病(★)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を受けた場合は、1月につき要介護1～3の場合は925単位、要介護4の場合は1850単位、要介護5の場合は2914単位を所定単位数より減算します。

(★)その他別に厚生労働大臣が定める疾病

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳筋萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊椎性筋萎縮症、球脊性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、脊椎損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

※主治の医師が、急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護1～3の場合は1日につき30単位、要介護4の場合は60単位、要介護5の場合は95単位を減算します。

(3) 加算について

加算名	加算の内容	1割負担の場合
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については1日につき加算されます。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	1日につき 30円
緊急時対応加算 ★	24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う場合	1月につき 774円
特別管理加算 I II ★	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき I : 500円 又は II : 250円
専門管理加算	専門性の高い看護師が計画的な管理を行った場合。	1月につき 250円